

御船町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 6 年 4 月

(平成 3 0 年 1 0 月 3 0 日一部変更)

(令和 2 年 3 月 2 6 日一部変更)

目 次

I	はじめに.....	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	2
II-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	2
II-2	対策の基本的考え方.....	3
II-3	発生段階.....	4
II-4	組織体制.....	6
II-5	対策推進のための役割分担.....	10
II-6	予防接種について.....	12
III	各段階における対策.....	16
III-0	未発生期.....	17
1	実施体制.....	17
2	情報収集・共有.....	17
3	予防・まん延防止.....	18
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	21
III-1	海外発生期.....	22
1	実施体制.....	22
2	情報収集・共有.....	22
3	予防・まん延防止.....	22
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	23
III-2	県内未発生期.....	24
1	実施体制.....	24
2	情報収集・共有.....	24
3	予防・まん延防止.....	25
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	26
III-3	県内発生早期.....	27
1	実施体制.....	27
2	情報収集・共有.....	27
3	予防・まん延防止.....	28

4	町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	28
Ⅲ－4	県内感染期.....	30
1	実施体制.....	30
2	情報収集・共有.....	30
3	予防・まん延防止.....	31
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	31
Ⅲ－5	小康期.....	33
1	実施体制.....	33
2	情報収集・共有.....	33
3	予防・まん延防止.....	34
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	34
○参考資料		
1	インフルエンザの基礎知識.....	35
2	インフルエンザにかからないために.....	37
3	鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ感染発病者接触時の 個人防護具（PPE）の標準装備について.....	39
4	施設使用制限の要請等の対象となる区分1の施設.....	40
5	御船町新型インフルエンザ等対策本部条例.....	41
6	新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）.....	42
○用語解説.....		
		49

I はじめに

(新型インフルエンザの概要)

新型インフルエンザは毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていません。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行（パンデミック）となります。20世紀はじめに流行し、世界で4千万人、日本でも40万人の方が死亡した通称「スペインかぜ」も新型インフルエンザでした。

平成21年（2009年）にメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザA（H1N1）は強毒性ではなかったものの、日本では発生から1年で約2千万人が罹患し、本県でも約34万人の患者が発生しました。

(発生前からの対策が重要)

このような新型インフルエンザの発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難です。また、発生すると短期間でパンデミックを引き起こすことを考えると、発生前から地域での感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。このことは、予め対策を検討しておくことで諸外国と比較して健康被害が低い水準に留まった前回の日本における新型インフルエンザ対策が物語っています。

(関係機関の協力、町民等の役割)

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、県や市町村など公的機関はもちろん、医療機関や医療関係団体をはじめとした関係機関をはじめ、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠です。また、県民をはじめ一般の事業者も職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことも重要です。

(計画の見直し)

今後は、この計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、関係者の意見・提案を踏まえ適時見直しを行っていきます。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ－１ 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

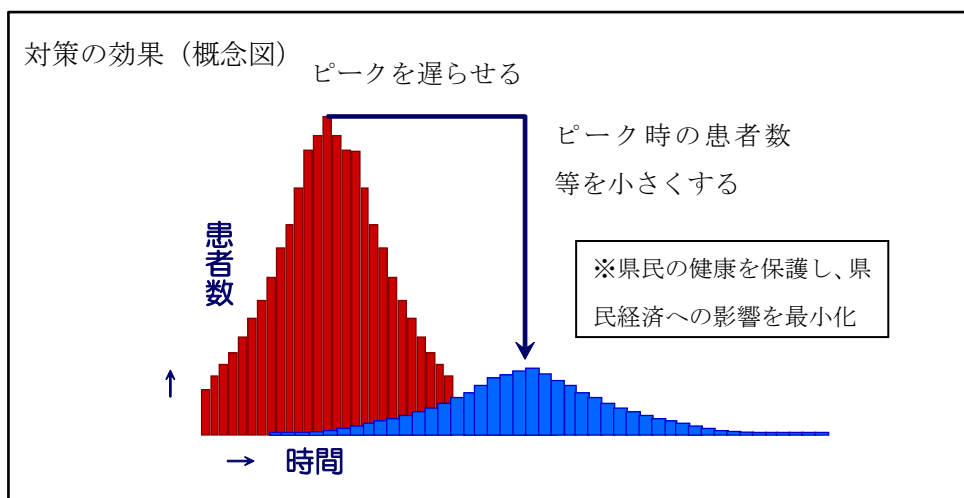
新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとします。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の限界を超えないようにするとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らします。

2 町民生活及び、町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者数を減らします。
- ・診療継続計画又は事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務並びに町民生活及び、町民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



Ⅱ－２ 対策の基本的考え方

１ 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。そのため、本町の行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

２ 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や町民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周到な準備を進めます。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施しますが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行います。

Ⅱ－３ 発生段階

新型インフルエンザ等の対策の実施にあたっては、発生の状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階で想定される状況とその対策を定めることとします。

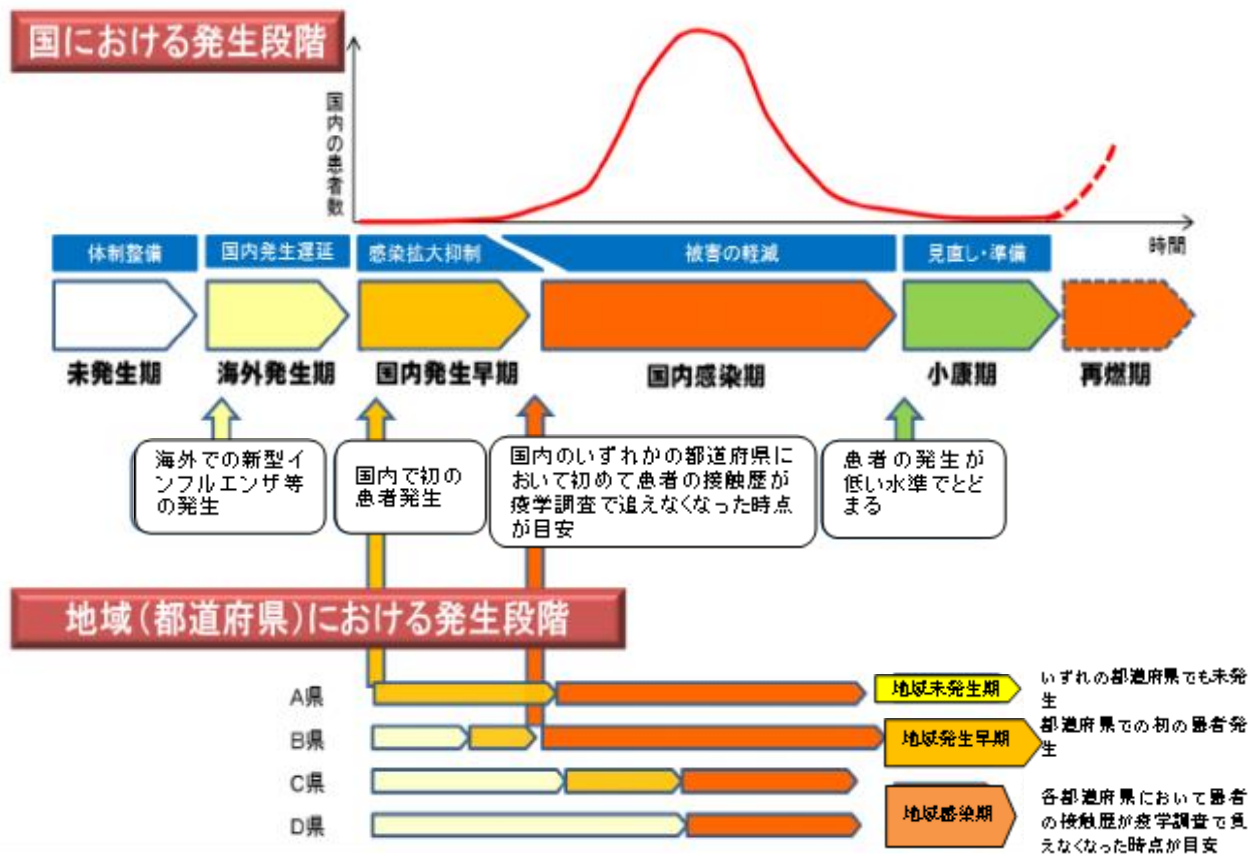
政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生早期、感染期、そして小康状態に至るまでを、実情に応じて５つの発生段階に分類されています。

一方で、各地域における発生状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、町行動計画では、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に準じて、発生段階を次の６段階に決めました。その移行については、県内での発生状況等を踏まえて、県が判断することとされています。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意します。

政府行動計画	町行動計画（県行動計画と同様）	
【未発生期】	【未発生期】	新型インフルエンザが発生していない状態
【海外発生期】	【海外発生期】	海外で、新型インフルエンザが発生した状態
【国内発生早期】	【県内未発生期】	熊本県において患者が発生していない状態
	【県内発生早期】	熊本県において患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を疫学調査※で追える状態
【国内感染期】	【県内感染期】	熊本県において患者の接種歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	【小康期】	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※疫学調査とは、感染症が発生した際に、その状況・動向原因などの全体像を調査することです。感染者や接触者を調査し、感染源・感染経路の特定を行うことで、感染の拡大防止対策に役立てます。



Ⅱ－４ 組織体制

１ 御船町新型インフルエンザ等対策推進本部及び新型インフルエンザ等対策本部

- (１) 全課的、総合的に取組みを進める必要があるため、未発生期から町の職員のうちから、町長が任命した者を本部長とする「御船町新型インフルエンザ等対策推進本部」(以下「推進本部」という。)のもとで新型インフルエンザ等対策を進めます。
- (２) 推進本部は、新型インフルエンザ等が発生した時点で特別措置法に基づき設置される「御船町新型インフルエンザ等対策本部」(以下「対策本部」という。)に業務を引き継ぎます。
- (３) 対策本部における具体的な対策の決定等に際して、医学、公衆衛生の専門的な見地から意見・助言を求める会議等の設置を検討します。
- (４) 町内の、医療機関、消防、警察、学校、企業等の関係機関間で、情報の共有、連携等を行うため、必要に応じて会議を開催します。

２ 各対策部等の主な役割等

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、各対策部が連携をとりながら、御船町地域防災計画に準じた全庁的な取り組みを行います。

各対策部に共通する役割及び、各課等の主な役割については以下のとおりとします。なお、発生段階的に各課等が実施する具体的な対策は、後述の「Ⅲ 各段階における対策に記載します。

図1 対策本部 体制

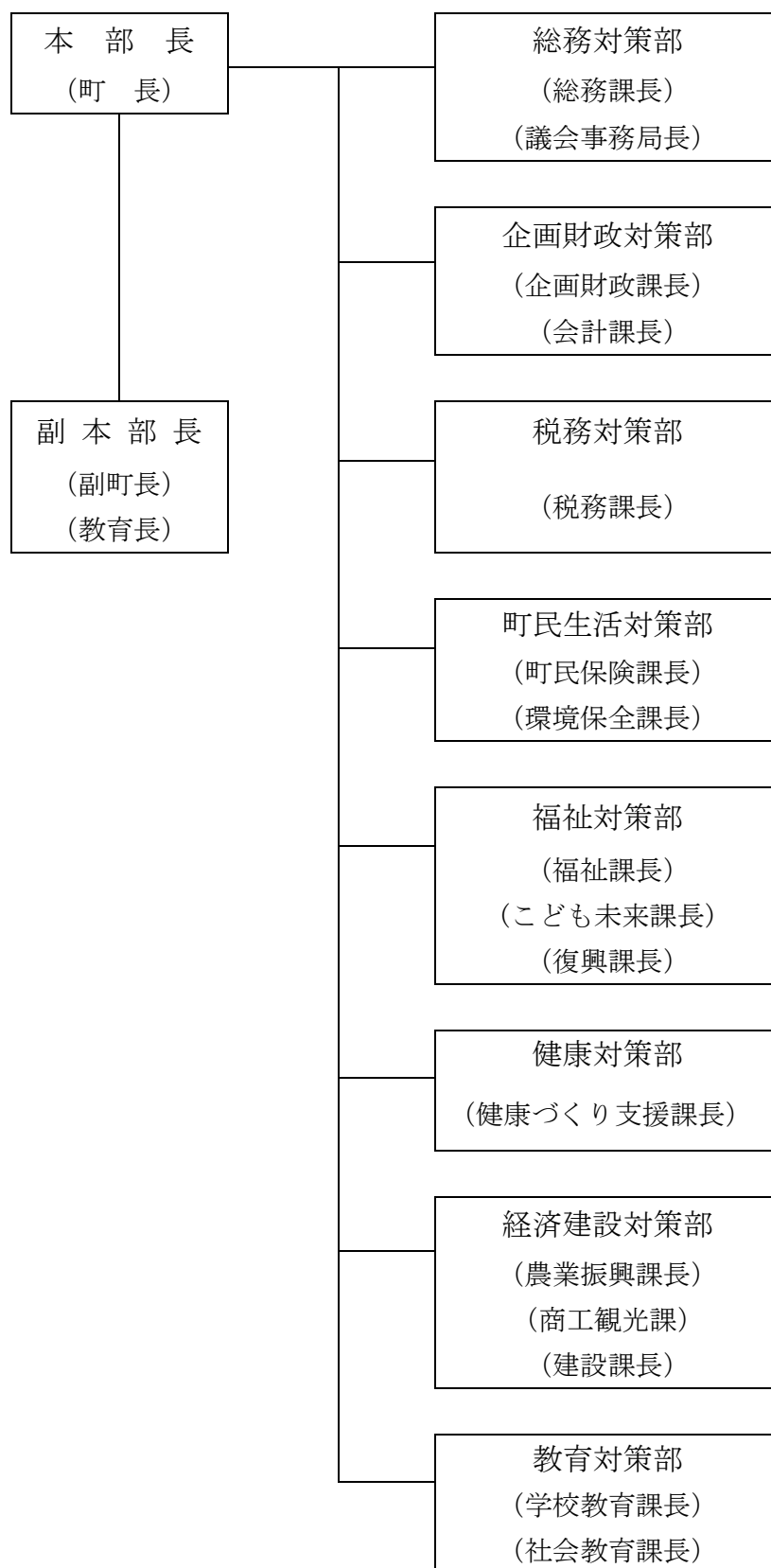


表 1 対策本部 事務分掌

部	担 当 課	分 掌 事 務
総務対策部	総務課 議会事務局	① 対策本部の設置及び廃止に関すること。 ② 対策本部会議に関すること。 ③ 新型インフルエンザ対策全般の企画・立案に関すること。 ④ 各部との連絡調整・情報収集に関すること。 ⑤ 要員の確保に関すること。 ⑥ 必要車両の確保及び配車に関すること。 ⑦ 交通規制等に関すること。 ⑧ 上益城消防本部、上益城警察本部との連絡及び調整に関すること。 ⑨ 各組織・団体・施設等への協力要請に関すること。 ⑩ 庁舎等における感染の予防及び拡大防止に関すること。 ⑪ 職員の感染の予防及び拡大防止並びに必要な物品の確保と配備に関すること。 ⑫ 町有財産の利用に関すること。 ⑬ 報道関係等への対応及び各種広報に関すること。 ⑭ 治安等の維持に関すること。 ⑮ 町議会との連絡調整に関すること。
企画財政対策部	企画財政課 会計課	① 急時対応物資等の供給に関すること。 ② 緊急時対応物資及び対策本部の予算措置並びに出納に関すること。 ③ 各事業所・企業との連絡調整及び感染者発生状況、事業継続状況等の調査に関すること。
税務対策部	税務課	① 本部長の命ずる応急対策等に関すること。 ② 感染者世帯等にかかる納税の猶予に関すること。
町民生活対策部	町民保険課 環境保全課	① 感染者世帯の状況調査に関すること。 ② 渡航者への情報提供・注意喚起に関すること。 ③ 感染者の遺体搬送・安置及び埋葬に関すること。 ④ 廃棄物の処理に関すること。 ⑤ し尿処理に関すること。 ⑥ 給水の確保に関すること。 ⑦ 応急対策要員の確保に関すること。

部	担 当 課	分 掌 事 務
福祉対策部	福祉課 こども未来課 復興課	① 保育所、学童保育における感染の予防及び拡大防止に関すること。 ② 保育所、学童保育への情報提供及び感染状況調査に関すること。 ③ 保育所、学童保育、在宅福祉事業の休園・休止等に関すること。 ④ 保育所、学童保育、在宅福祉事業者、福祉施設等との連絡調整に関すること。 ⑤ 保育所・学童保育保護者、在宅福祉事業利用者等との連絡調整に関すること。 ⑥ 在宅高齢者・障害者・要援護世帯等の把握・支援に関すること。
健康対策部	健康づくり支援課	① 保健所との連絡調整に関すること。 ② 感染の予防及び拡大防止に関すること。 ③ ワクチン接種に関すること。 ④ 相談窓口の設置に関すること。 ⑤ 医療体制確保に関すること。 ⑥ 医療情報の収集・提供に関すること。 ⑦ 医療機関との連絡調整に関すること。
経済建設対策部	農業振興課 商工観光課 建設課	① 家きん等の大量の不審死、膠原病性鳥インフルエンザが疑われる家きん等の調査等への協力および処分等に関すること。 ② 野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の調査等への協力及び、処分等に関すること。 ③ 食料品等生活必需品の調達及び供給に関すること。 ④ 職員及び物資の輸送に関すること。 ⑤ 観光施設との連絡調整に関すること。
教育対策部	学校教育課 社会教育課	① 幼稚園、小中学校、社会教育施設等における感染の予防及び拡大防止に関すること。 ② 幼稚園、小中学校への情報提供及び感染状況調査に関すること。 ③ 幼稚園、小中学校の休園・休校等に関すること。 ④ 社会教育施設等の運営自粛及び休館に関すること。 ⑤ 幼稚園、小中学校、社会教育施設等との連絡調整に関すること。 ⑥ 幼稚園・小中学校保護者、社会教育施設利用者等との連絡調整に関すること

Ⅱ－５ 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっての関係機関等の基本的な役割を以下のとおりとします。

１ 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有します。

２ 県の役割

特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、発生前においては、県行動計画等の作成・見直しを行うとともに、市町村行動計画、指定地方公共機関の業務計画作成等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。発生時においては、市町村、指定地方公共機関等と連携協力しながら対策を推進します。

３ 町の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針に基づき、住民に対するワクチン接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等の対策を実施します。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

４ 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策等を推進し地域医療体制の確保に取り組みます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進めます。

なお、発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、医療を提供します。

5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

なお、発生前において、県行動計画に基づき、業務計画を作成するとともに発生時には作成した業務計画に基づき対策を実施します。

6 登録事業者

特別措置法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その事業を継続します。

7 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、劇場、遊興施設、百貨店等多数の県民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底します。

8 町民

普段から、国や県が新型インフルエンザ等に関して発信する情報に留意するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人における感染対策を実践します。また、発生時に備えて、各自食料品・生活必需品等の備蓄を行います。

さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人における対策を実施します。

Ⅱ－６ 予防接種について

１ ワクチン接種の効果

ワクチンを接種し、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数を減少させることにより、医療の提供が可能な範囲内に収めるよう努めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

２ 特定接種

（１） 特定接種とは

特別措置法第２８条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」緊急に必要があると認めるときに、臨時に予防接種を行います。特定接種の対象は、以下の者とされています。

- ① 登録事業者の業務に従事する者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

（２） 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種対象者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、その所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。

そのため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図ります。

３ 住民接種

（１） 住民接種とは

① 種類

緊急事態宣言が行われている場合については、町は、特別措置法第４６条に基づき、予防接種法第６条第１項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、町は、予防接種法第６条第３項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行います。接種費用は、原則接種者負担で実施します（経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対し接種費用の減免措置を行うことがあります）。

② 対象者の区分

住民接種の接種順位については、以下の4つのグループに分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本として国が決定します。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

ウ 成人・若年者

エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられるグループ（65歳以上の者）

③ 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点をおいた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、それぞれについて以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が決定します。

ア 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

i 医学的ハイリスク者 ii 成人・若年者 iii 小児 iv 高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

i 医学的ハイリスク者 ii 高齢者 iii 小児 iv 成人・若年者

イ 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 成人・若年者 iv 高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 高齢者 iv 成人・若年者

ウ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 成人・若年者 iv 高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 高齢者 iv 成人・若年者

(2) 住民接種の接種体制

① 未発生期における接種体制の構築

ア 住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施します。

そのため、県と連携し、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築します。

イ 町内の人口データ等を参考にワクチンの需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行います。

ウ 町は、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項などに留意し、郡市医師会等と連携のうえ、接種体制を構築します。

○医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

○接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）

○接種に要する器具等の確保

○接種に関する住民への周知方法（予約方法等）

② 接種対象者

原則として町の区域に居住する者を対象者とします。なお、町内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院患者等に対しても、接種をする場合があります。

③ 医療従事者の確保

町は、県及び郡市医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図ります。

④ 実施会場の確保

町は、保健センター、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保します。

(参考：住民接種の比較)

	パンデミックワクチン		平成21年度の新型インフルエンザワクチン接種事業
	緊急事態宣言有り	緊急事態宣言無し	
考え方	○病原性の非常に高いおそれがある新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済が著しい混乱に陥るような状況を回避するため。	○病原性の高くない新型インフルエンザの発生時に、発病や重症化防止を図るため。	○死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するため。
対象者	全国民		全国民
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)		
予防接種法上の位置づけ	臨時接種(第6条第1項)	新臨時接種(第6条第3項) ※平成23年7月施行	
実施主体	市町村		国
接種費用	公費負担	自己負担	自己負担
接種方式	原則として集団的接種		原則として個別接種
接種体制の構築	原則として学校、保健センター等公的施設で接種		原則として医療機関に委託
	医療従事者、入院中の患者等は、医療機関で実施		原則として医療機関で接種
予約	原則として市町村で一元化して予約		各医療機関で予約
供給体制	政府が保有するもしくは購入したワクチンの流通を都道府県ごとに管理。		
	原則10mlバイアル(一部1mlバイアルによる供給あり)		原則1mlバイアル(供給開始時は、10mlバイアルによる供給あり)

Ⅲ 各段階における対策

町行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載しますが、実際の対策実施時期はウイルスの病原性・感染力等により町行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安とします。

また、町行動計画には、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載しますが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

なお、ウイルスの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、強力な対策を実施することになりますが、これらの情報が得られ次第、上記を踏まえ、適切な対策に切り替えることとします。

Ⅲ－０ 未発生期
予想される状況
○新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。
対策の目標
○発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方
○行動計画を作成し、必要に応じ見直しを行います。 ○行動計画を踏まえ、住民への予防接種体制を整備します。 ○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民に継続的な情報提供を行います。

1 実施体制

（１）行動計画の作成

町は、特別措置法の規定に基づき、発生前から行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行います。〔総務対策部〕

（２）発生に備えた体制整備

町は、課長会議等の連絡会議の枠組みを通じ、新型インフルエンザ対策推進体制を整備します。

町は、県や指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、研修や訓練を実施します。〔総務対策部〕

2 情報提供・共有

（１）国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び、熊本県、御船保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集します。〔健康対策部〕

(2) 新型インフルエンザ等の相談窓口の設置準備

町は、住民からの一般的な相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を行います。〔健康対策部〕

(3) 新型インフルエンザ等の基礎知識、感染症対策の情報提供

町は、住民、事業者に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策について、継続的に情報提供を行います。〔健康対策部〕

(4) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します〔教育対策部〕

(5) 野鳥・家きん・豚等のサーベランス(感染症の発生状況の把握)

町は、町内で、野鳥・家きん・豚等のインフルエンザが発生した時は、県上益城地域振興局及び、県中央家畜保健衛所当の関係機関と連携し、適切な対応を行います。〔経済建設対策部〕

(6) 要援護者の把握

町は要援護者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）で新型インフルエンザ等の感染で生活に支障をきたすリスクの高い世帯の把握に努めます。〔健康対策部、福祉対策部〕

3 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

町は、保育園、幼稚園、学校、事業者等と連携し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図ります。〔健康対策部、福祉対策部、教育対策部〕

② 地域及び職場における対策の周知

町は、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るとともに、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知します。〔健康対策部、福祉対策部、教育対策部〕

(2) 予防接種

① 特定接種

- ア 町は、国が事業者に対して行う特定接種に係る登録作業の周知に協力します。〔健康対策部〕
- イ 町は、国が行う事業者からの登録申請の受付に協力します。〔健康対策部〕
- ウ 町は、集団的接種を原則として、特定接種の対象となる職員に対する接種体制を構築します。〔健康対策部〕

② 住民接種

- ア 町は、県と連携して、特別措置法第46条又は予防接種法第6条3項に基づき、町内に居住する者に対するワクチン接種を速やかに行うことができるよう体制を整備します。〔健康対策部〕
- イ 町は、県、郡医師会、事業者等と協力し、国が示す接種体制についての具体的なモデルを参考に、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について、具体的な検討・準備を進めます。〔健康対策部〕

③ 情報提供

町は、ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を住民に提供し、住民接種に関する理解促進を図ります。〔健康対策部〕

④ 住民接種のシュミレーション

ア 住民基本台帳人口とワクチン必要数

本庁における住民基本台帳人口は17,858人（H26年1月末現在）であり、15歳未満は2,233人、15歳以上64歳未満は10,325人、65歳以上は5,300人となっています。

なお、医学的ハイリスク者は、1,382人程度（推計）と予測されます。

ワクチンの必要数については、町内に居住する者を対象に接種することになっているため、18,000人分程度が必要になると考えられます。

イ 接種方法及び、接種場所

原則として、御船町保健センターにおいて集団接種により実施します。

ただし、ワクチンの供給量が十分にあり、なおかつ医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保が可能な場合においては、各小中学校における施設集団接種、福祉入所施設等における施設集団接種も併せて実施します。また、入院中の場合は、病院での個別接種も実施します。

ウ 接種対象者の決定

接種対象者や接種順位等の詳細については、発生した新型インフルエンザ等の病原等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することとなっています。

町が行う接種対象者の決定においては、緊急時に全国民を対象に効率的に予防接種を行う必要があることから、町内に居住する者を対象とします。

エ 対象者への周知

個人別の通知が最も望ましいと考えますが、広報紙、回覧、ホームページ、広報車による周知を行います。

オ 標準的な接種体制

円滑な接種の実施が可能となるよう、以下の事項に留意し、郡医師会等と連携のうえ、接種体制を構築します。

○医療従事者の確保

予診・接種に関わる者

- ・予診を担当する医師 1 名
- ・接種を担当する看護師 1 名
- ・薬液充填及び接種補助を担当する看護師 1 名

上記を 1 チームとします。

※子ども等が対象の場合、接種補助を増員することもある。

(その他)

- ・接種後の状態観察を担当する看護師 1 名（各会場毎）

○医療従事者以外の職員（主に事務職）の確保

- ・受付・記録（事務 2 名）
- ・誘導・案内（事務 3 名）
- ・予診票の内容確認（ダブルチェック） 2 名（看護師、保健師）
- ・接種後の記録・接種済証の発行 1 名

○接種場所

保健センターもしくは、学校等

○接種に要するワクチン・器具等の確保

都道府県から提供されるワクチンの供給見込み等を勘案しつつ、実際の接種をどの範囲の住民にどのように接種していくかを検討する。

- ① 供給先の地域での接種順位毎の対象者数や供給状況をもとに県にワクチンの配布希望量を連絡する。
- ② 配布量をもとに接種会場を調整を行った後、住民から予約を受け付け、ワクチン供給先にワクチン配布量を決定し、予約を割り振

る。また、ワクチン供給先別配布量を県へ報告する。

※被接種者が複数の接種会場に予約をすることがないように、町は窓口を統一した上で、予約を受け付け、被接種者を接種会場に適切に振り分ける。また、1回目と2回目の接種は同一ワクチンを接種するため、同一接種会場で接種することとする。

- ③ 供給先の在庫状況を把握するとともに納入、在庫状況を県と情報共有する。

○1日あたり接種可数

上記を踏まえて、2列体制で接種を行う場合、予診から接種までの時間を2分、実施時間を7時間とすると、予防接種可能者数は、1日当たり420人となります。 $(7 \text{ 時間} \times 60 \text{ 分} \div 2 \text{ 分} \times 2 \text{ 列} = 420 \text{ 人})$

○ 予防接種を18,000人に行う場合の必要日数

体制	必要日数
2列体制	86日以上 $(18,000 \text{ 人} \div 420 \text{ 人} \div 43 \text{ 日}) \times 2 \text{ 回} \div 86 \text{ 日}$
4列体制	44日以上 $(18,000 \text{ 人} \div 840 \text{ 人} \div 43 \text{ 日}) \times 2 \text{ 回} \div 44 \text{ 日}$

4 町民生活及び、町民経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

町は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、あらかじめ対象世帯を把握するとともに、その具体的手続きを検討します。
〔福祉対策部〕

(2) 火葬能力等の把握

町は、県が整備した火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。〔住民生活対策部〕

(3) 物資及び資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄・整備・点検します。〔総務対策部〕

Ⅲ－１ 海外発生期
予想される状況
○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ○海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々。
対策の目標
○県内発生に備えて体制の整備を行います。 ○県内発生の早期発見に努めます。
対策の考え方
○海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について、住民等に対する確かな情報提供を行います。 ○住民に対する予防接種体制整備等、県内発生に備えた体制整備を急ぎます。

１ 実施体制

（１）市町村の実施体制

市町村は、必要に応じて、対策本部を設置し対策を決定します。〔総務対策部〕

２ 情報提供・共有

（１）情報提供

町は、県の要請に応じ相談窓口を設置して、住民の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。〔健康対策部〕

（２）情報共有

町は、県が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。〔健康対策部〕

３ 予防・まん延防止

（１）県内でのまん延防止対策

○ 町は、住民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感

染対策を勧奨します。〔健康対策部〕

- 町は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう要請します。〔健康対策部、福祉対策部、教育対策部〕

（２）渡航者対策

- 町は、新型インフルエンザ等の発生前に、国が感染症危険情報を発出して、不要不急の渡航延期を勧告した場合、又は新型インフルエンザ等の発生が確認され、国が感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告した場合には、住民に周知します。〔健康対策部〕
- 町は、パスポート窓口等において、海外への渡航者に対し新型インフルエンザ等の発生状況や、感染対策等の情報を提供し、注意喚起を行います。〔町民生活対策部〕

（３）予防接種

① 特定接種

町は、国、県と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。〔健康対策部〕

② 住民接種

- 町は、特別措置法第４６条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種の接種体制整備の準備を行います。〔健康対策部〕
- 町は、県の要請を踏まえ、未発生期に定めた方針に基づき具体的な接種体制を構築します。〔健康対策部〕

④ 情報提供

町は、住民に対し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報について積極的に周知します。〔健康対策部〕

４ 町民生活及び、町民経済の安定の確保

（１）遺体の火葬・安置

町は、県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保等について準備を行います。〔町民生活対策部〕

Ⅲ－２ 県内未発生期

予想される状況

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生している状態。
- 県内では患者は発生していない状態。
- 国は緊急事態宣言を行う場合がある。

対策の目標

- 県内発生に備えて体制の整備を行います。

対策の考え方

- 国内外の発生状況について注意喚起するとともに、引き続き、住民等に県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。
- 住民接種の早期実施に向けて準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1 実施体制

（１）緊急事態宣言時の体制

町は、市町村行動計画に基づき速やかに対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。〔総務対策部〕

2 情報提供・共有

（１）情報提供

町は、引き続き、相談窓口を設置して、住民の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。〔健康対策部〕

（２）情報共有

町は、県が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。〔健康対策部〕

3 予防・まん延防止

(1) 町内でのまん延防止対策

- 町は、住民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を改めて勧奨します。〔健康対策部〕
- 町は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔健康対策部、福祉対策部、教育対策部〕
- 町は、公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう要請します。〔健康対策部、教育対策部〕

(2) 渡航者対策

- 町は、渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。〔町民生活対策部〕

(3) 予防接種

① 住民接種

- 町は、国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始します。〔健康対策部〕
- 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行います。〔健康対策部〕

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

- 町は、緊急事態宣言がなされている場合の住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。〔健康対策部〕

4 町民生活及び、町民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

市町村は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。〔町民生活対策部〕

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔町民生活対策部〕

② 生活関連物資等の価格の安定等

町は、県及び国と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。〔総務対策部〕

Ⅲ－３ 県内発生早期
予想される状況
○県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目標
○町内での感染拡大をできる限り抑えます。 ○患者に適切な医療を提供します。
対策の考え方
○県と連携し医療体制や感染対策について周知し、住民への積極的な情報提供を行います。 ○県内感染期に備えて、町民生活及び、町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 ○住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1 実施体制

（１）緊急事態宣言時の体制

町は、市町村行動計画に基づき速やかに対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。〔総務対策部〕

2 情報提供・共有

（１）情報提供

町は、流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。〔健康対策部〕

（２）情報共有

町は、メール等により国及び県の対策の方針等の情報を迅速に把握します。〔健康対策部〕

3 予防・まん延防止

(1) 町内でのまん延防止対策

- 町は、住民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨します。〔健康対策部〕
- 町は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔健康対策部〕

(2) 渡航者対策

- 町は、渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。〔町民生活対策部〕

(3) 予防接種

① 住民接種

- 町は、国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチン接種が可能になり次第、市町村行動計画に基づき、住民接種を開始します。〔健康対策部〕
- 町は、接種の実施に当たり、県及び国と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、区域内に居住する（住民票を置く）者を対象に集団的接種を行います。〔健康対策部〕

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

- 町は、緊急事態宣言がなされている場合の住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。〔健康対策部〕

4 町民生活及び、町民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

- 市町村は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。〔町民生活対策部〕

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

- 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔町民生活対策部〕

② 生活関連物資等の価格の安定等

- 町は、県及び国と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。〔総務対策部〕

Ⅲ－４ 県内感染期
予想される状況
○県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
対策の目標
○医療体制を維持し、健康被害を最小限にとどめます。 ○町民生活及び、町民経済への影響を最小限にとどめます。
対策の考え方
○対策の主眼を、感染防止から被害軽減に切り替えます。 ○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。 ○受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。 ○町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。 ○状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行います。

1 実施体制

（１）緊急事態宣言がなされている場合の措置

- 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置します。〔総務対策部〕
- 町は新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特別措置法の規定に基づく県、その他市町村による代行、応援等の措置の活用を行います。〔総務対策部〕

2 情報提供・共有

（１）情報提供

- 町は、流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討しま

す。〔健康対策部〕

(2) 情報共有

- 町は、メール等により国及び県の対策の方針等の情報を迅速に把握します。〔健康対策部〕

3 予防・まん延防止

(1) 町内でのまん延防止対策

- 町は、県民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨します。〔健康対策部〕
- 町は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔健康対策部〕

(2) 渡航者対策

- 町は、渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。〔町民生活対策部〕

(3) 予防接種

① 住民接種

- 町は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。〔健康対策部〕

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

- 町は、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進めます。〔健康対策部〕

4 町民生活及び、町民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

- 町は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。〔町民生活対策部〕

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

- 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔町民生活対策部〕

② 生活関連物資等の価格の安定等

- 町は、県及び国と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。〔総務対策部〕
- 町は、県及び国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。〔総務対策部〕
- 町は、県及び国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。〔総務対策部〕

③ 要援護者への生活支援

- 町は、国からの要請に応じ、必要に応じて在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。〔福祉対策部〕

④ 埋葬・火葬の特例等

- 町は、県の要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請します。〔町民生活対策部〕
- 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。〔町民生活対策部〕

Ⅲ－５ 小康期
予想される状況
○患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行はいったん終息。
対策の目標
○県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方
○第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行います。 ○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に 情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に 努めます。 ○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

1 実施体制

（１）実施体制

- 町は、緊急事態宣言が解除されたときは、市町村対策本部を廃止します。
〔総務対策部〕

（２）対策の評価・見直し

- 町は、関係機関に対しアンケート調査を実施する等により、対策を評価し、流行の第二波に備え、必要に応じて行動計画等の見直しを行います。
〔総務対策部〕

2 情報提供・共有

- 町は、県と連携し必要に応じて、情報提供のあり方等を見直します。
〔健康対策部〕
- 町は、流行状況に応じて、相談窓口を縮小します。〔健康対策部〕

3 予防・まん延防止

(1) 町内での感染拡大防止策

町は、県内の流行状況を踏まえつつ、発生後新たに開始したまん延防止対策を中止します。〔健康対策部〕

(2) 渡航者対策

町は、国の方針を踏まえ、渡航者への情報提供・注意喚起の内容を順次見直します。〔町民生活対策部〕

(3) 予防接種

① 住民接種

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。〔健康対策部〕

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

町は、必要に応じ、県及び国と連携して、流行の第二波に備え、特別措置法第46条に基づく住民に対する予防接種を進めます。
〔健康対策部〕

4 町民生活及び、町民経済の安定の確保

① 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- 町は、県及び国と連携し、県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。〔総務対策部〕

参考資料

1 インフルエンザの基礎知識

○インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こします。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが困難です。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳炎等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様です。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、通常のインフルエンザであれば1～5日です。また、インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、インフルエンザという感染症を発症しないこともあります（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染はあり得ます。



飛沫感染：咳やくしゃみとともに放出されたウイルスを吸い込むことによる感染

接触感染：ウイルスが付着したものを触れた後に鼻、口などに触れることにより、粘膜などを通じておこる感染

(参考)

空気感染：飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空气中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによっておこる感染。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいいます。毎年流行を繰り返す通常のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

○新型インフルエンザ(A／H1N1)／インフルエンザ(H1N1)2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のインフルエンザをいいます。なお、今般の新型インフルエンザ（A／H1N1）は、平成23年3月31日をもって感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」ではなくなり、同年4月1日以降、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称を使用することとされました。

○鳥インフルエンザ(H5N1)※

鳥に対して感染性を示すH5N1亜型のインフルエンザウイルスを病原体とする感染症で、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されています。鳥インフルエンザ(H5N1)は、これまでの感染例をみると高い致死率を示しており、このウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されています。

※ 感染症法において、鳥インフルエンザ(H5N1)は二類感染症とされています。

○鳥インフルエンザ(H7N9)※

2013年4月1日、WHOにより、中国で鳥インフルエンザ(H7N9)に感染した患者が発生したことが、公表されました。

今回確認された鳥インフルエンザ(H7N9)は、今までに人に感染することが知られていなかったウイルスの感染症です。感染源はまだ分かっていませんが、これまでのところ、ヒトからヒトへの持続的な感染は確認されていません。

※ 感染症法において指定感染症に指定されており、鳥インフルエンザ(H5N1)並に、患者（疑似症含む）への入院措置、就業制限等の対応が行われます。

2 インフルエンザにかからないために

① 流行前のワクチン接種

インフルエンザワクチンは、感染後に発病する可能性を低減させる効果と、インフルエンザにかかった場合の重症化防止に有効と報告されています。



② 飛沫感染対策としての咳エチケット

インフルエンザの主な感染経路は、咳やくしゃみの際に口から発生される小さな水滴（飛沫）による飛沫感染です。普段から皆が咳エチケットを守ることが心をかけてください。

【咳エチケットとは】

- ・咳やくしゃみを他の人に向けて発しないこと
- ・咳が出るときはできるだけマスクをすること
- ・手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗う



③ 外出後の手洗い、アルコール消毒

流水・石鹸による手洗いは、手指など体についたインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法です。

インフルエンザウイルスはアルコールによる消毒でも効果が高いため、アルコール製剤による手指衛生も効果があります



④ 適度な湿度の保持

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って適切な湿度（50～60％）を保つことも効果的です。

⑤ 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日ごろから心がけましょう。

⑥ 人混みや繁華街への外出を控える

インフルエンザが流行してきたら、特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊婦、疲労気味、睡眠不足の方は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。やむを得ず外出して人混みに入る可能性がある場合には、ある程度の飛沫等を防ぐことができる不織布製マスクを着用することはひとつの防御策と考えられます。



3 鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ感染発病者接触時の個人防護具（PPE）の標準装備について

鳥インフルエンザ（H5N1）・新型インフルエンザ感染発病者接触時のPPEについて

		手袋(1枚のみ)	手袋(2枚重ね)	ガウン	ヘッドカバー又は帽子	サージカルマスク	N95マスク	エプロン	ゴーグル又はフェイスシールド	長靴又はシューズカバー
平時(国内に発病者なし)	一般患者の問診					※1				
	一般的な呼吸器症状を有する患者の診察					○				
国内発生時(国内に発病者あり)	一般患者の問診	※2				○				
	一般的な呼吸器症状を有する患者の診察	※2				○				
要観察例	対面調査・問診	○		○	※4		○		○	
	通常の診察	○		○	※4		○		○	
	搬送	※3	○	○	※4		○		○	
	侵襲的処置(体液飛散の可能性あり)※5		○	○	○		○	△	○	△
接触者(リストアップ)	対面調査	○		○			○		○	
発病者(疑似症以上)	対面調査・問診	○		○	※4		○		○	
	通常の診察		○	○	※4		○		○	
	搬送	※3	○	○	※4		○		○	
	侵襲的処置(体液飛散の可能性あり)※5		○	○	○		○	△	○	△

※1 インフルエンザシーズンには着用する

※2 パンデミックフェーズが5b以降となり、国内に相当数の新型インフルエンザ発生者がみられている場合に着用する

※3 患者が歩行可能等自分で移動できる場合は、手袋は1枚のみでもよい

※4 毛髪がガウンまで垂れ下がったり、あるいはマスク・ゴーグル装着の際に毛髪が邪魔になる場合等には装着

※5 侵襲的処置には、気管内挿管、気道からの検体採取、気管内吸入等の経気道処置も含まれる

△: 必要に応じて現場で判断する

出典: 「鳥(H5N1)・新型インフルエンザ(フェーズ3～5)対策における患者との接触に関するPPE(個人防護具)についてVer1.4)
国立感染症研究所感染症情報センター作成

4 施設使用制限の要請等の対象となる区分1の施設

施設の種類		根拠規定
学校(大学、専修学校(高等過程を置く専修学校を除く。)、各種学校その他これらに類する教育施設を除く。)		
1	幼稚園	学校教育法第1条
2	小学校	学校教育法第1条
3	中学校	学校教育法第1条
4	高等学校	学校教育法第1条
5	中等教育学校	学校教育法第1条
6	特別支援学校	学校教育法第1条
7	高等専門学校	学校教育法第1条
8	専修学校(高等過程に限る。)	学校教育法第124条
9	幼保連携認定子ども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項
保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)		
1	生活介護事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項
2	短期入所事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項
3	重度障害者等包括支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第9項
4	自立訓練(機能訓練)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
5	自立訓練(生活訓練)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
6	就労移行支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項
7	就労継続支援(A型)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
8	就労継続支援(B型)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
9	児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2第2項
10	医療型児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2第3項
11	放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法第6条の2第4項
12	地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号
13	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条
14	盲人ホーム	昭和37年2月27日付社発第109号厚生省社会局長通知別紙「盲人ホーム運営要綱」
15	日中一時支援を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項、平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」
16	通所介護を行う施設	介護保険法第8条第7項
17	通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条第8項
18	短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条第9項
19	短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条第10項
20	特定施設入所者生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第11項
21	認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条第17項
22	小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条第18項
23	認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第19項
24	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第20項
25	複合型サービスを行う施設	介護保険法第8条第22項
26	介護予防通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第7項
27	介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条の2第8項
28	介護予防短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条の2第9項
29	介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条の2第10項
30	介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第15項
31	介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条の2第16項
32	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条の2第17項
33	地域支援事業を行う施設	介護保険法第115条の45
34	老人デイサービス事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第3項
35	老人短期入所事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第4項
36	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第5項
37	複合型サービス福祉事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第7項
38	老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2
39	老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3
40	授産施設	生活保護法第38条第5項 社会福祉法第2条第2項第7号
41	ホームレス自立センター	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法措置法第3条
42	放課後児童健全育成事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第2項
43	保育所	児童福祉法第39条
44	児童館	児童福祉法第40条
45	認可外保育所	児童福祉法第59条の2
46	母子健康センター	母子保健法第22条

5 御船町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 2 月 18 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、御船町新型インフルエンザ等対策本部(以下、「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他対策本部職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

6 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄） （平成24年5月11日法律第31号）

（目的）

第1条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

（2） 新型インフルエンザ等対策

第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

（3） 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

（第（4）号～第（6）号省略）

（7） 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（新型インフルエンザ等の発生等に関する報告）

第14条 厚生労働大臣は、感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

（政府対策本部の設置）

第15条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

（政府対策本部の廃止）

第21条 政府対策本部は、第15条第1項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第44条の2第3項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第53条第1項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

（都道府県対策本部の設置及び所掌事務）

第22条 第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなけ

ればならない。

- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部長の権限)

第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

(第2～第8項省略)

- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(特定接種)

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- (1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第3項及び第4項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

(以下の項省略)

(医療等の実施の要請等)

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者(以下「患者等」という。)に対する医療

の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- 2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

- 第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。
- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（感染を防止するための協力要請等）

- 第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
 - 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに

限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

- 4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(住民に対する予防接種)

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

(以下の項省略)

(緊急物資の運送等)

第54条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第3項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

- 3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

- 第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。
- 2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- 3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

用語解説

《あ行》

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみです。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類されます。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指しています。）

《か行》

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥です。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されています。

○个人防护具(Personal Protective Equipment : P P E) 及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露及び偶発的な接触のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいいます。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要があります。

《さ行》

○サーベイランス

見張り、監視制度を意味します。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともあります。

○指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共時機関及び、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。（特別措置法第2条に規定）

○指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関として政令で定めるもの以外の物で、あらかじめ該当法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。(特別措置法第2条に規定)

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾患であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病に重大な影響を与えるおそれがあると認められているものをいいます。

《た行》

○致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患した者のうち、死亡した者の割合です。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症ですが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがあります。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされています。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されています。

《は行》

○パンデミック

感染症の世界的大流行のことです。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指します。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多いです。なお、学術的には、病原体が宿主

（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖率、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現です。